

年 第 月 号 日

殿

発注者 _____
通知者 _____

工事成績評定通知書

貴社が施工した工事について、東京都工事成績評定要綱第12条第1項に規定する成績評定の結果を下記のとおり通知します。

記

契 約 件 名			
契 約 確 定 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
業 種 番 号		業 種 名	
成 績 評 定	総評定点 点 (項目別評定点表は第11号様式のとお)		

75点以上は優良、60点未満は不良となります。

この成績評定に疑問がある場合は、以下の「成績評定についての問合せ先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(期間の末日が、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項の東京都の休日に当たるときは、当該期間はその翌日に満了する。以下同じ。)に説明を求めることができます。

その説明に苦情がある場合は、以下の「苦情申立て宛先及び提出先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により苦情の申立てを行うことができます。苦情に対する回答は、書面により行います。 また、その回答に更に苦情がある場合は、再度の苦情申立てを行うことができます。

「成績評定についての問合せ先」
(工事主管課長)

「苦情申立て宛先及び提出先」
宛先：工事成績評定通知者（再度の申立ての場合は契約担当者等）
提出先：工事主管課長

第 号
年 月 日

殿

発注者 _____
通知者 _____

工事成績評定通知書(修正)

貴社が施工した工事について、東京都工事成績評定要綱第20条第4項で準用する第12条第1項に規定する成績評定の結果を下記のとおり修正し通知します。

記

契 約 件 名			
契 約 確 定 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
業 種 番 号		業 種 名	
成 績 評 定	総評定点 点 (項目別評定点表は第11号様式のとお)		
修正の理由			

75点以上は優良、60点未満は不良となります。

この成績評定に疑問がある場合(同要綱第16条及び第19条に規定する回答に付随して交付する場合を除く。)は、以下の「成績評定についての問合せ先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(期間の末日が、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に当たるときは、当該期間はその翌日に満了する。以下同じ。)に説明を求めることができます。また、その説明に苦情がある場合は、以下の「苦情申立て宛先及び提出先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により苦情の申立てを行うことができます。苦情に対する回答は、書面により行います。 また、その回答に更に苦情がある場合は、再度の苦情申立てを行うことができます。

第16条の規定による回答に苦情がある場合は、以下の「苦情申立て宛先及び提出先」に対して、回答を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により再苦情の申立てを行うことができます。

「成績評定についての問合せ先」

(工事主管課長)

「苦情申立て宛先及び提出先」

宛先：工事成績評定通知者 (再度の申立ての場合は契約担当者等)
提出先：工事主管課長

項 目 別 評 定 点 表

評 定 項 目 ・ 細 目			評 定 点 ／ 満 点
1 基本的な 技術力と 成果の 評価	施 工 体 制	施 工 体 制 全 般	／5点
		配 置 技 術 者	／5点
		対 外 調 整	／5点
	現 場 管 理	安 全 衛 生 管 理	／10点
		工 程 管 理	／10点
	施 工 管 理	施 工 管 理	／15点
		品 質 管 理	／15点
		出 来 ば え	／30点
2 技 術 力 の 発 揮			／5点
3 創 意 工 夫 と 熱 意			
4 社 会 的 貢 献			
5 法 令 遵 守 等			
総 評 定 点			／100点

1 総評定点欄は、小数点以下を切捨て、整数としています。

2 通常の評定は、「1 基本的な技術力と成果の評価」で評定しますので、「2 技術力の発揮」、「3 創意工夫と熱意」、「4 社会的貢献」については、評定しないことがあります。